



社労士のつぶやき(74) 高年齢者雇用安定法の改正

21年4月からの重要な法改正の一つに、「パート・有期雇用労働法」があります。この法律では、同じ仕事をしているのであれば同じ賃金や待遇にしなければならない、と定められています。いわゆる「同一労働・同一賃金」ですが、少子高齢化による労働不足の折、非正規の多くを占める女性や若者の働く意欲を高めるためには必要な措置だと思います。

そしてもう一つ、同じような趣旨で高年齢者雇用安定法が改正されました。現在、定年は安定法で「60歳を下回ることができない」とされており、その上で「65歳までの雇用を確保しなければならない」と義務付けられています。それがこの度の改正で「70歳までの就業確保」が努力義務とされたのです。その主な内容は、①70歳定年制の導入②70歳までの再雇用制度の導入③70歳まで継続的に業務委託する制度等の導入、の3つのいずれかです。

繰り返しになりますが、労働力不足の折、社労士として今回の法改正に反対しているわけではありません。しかしながら、先の「同一労働・同一賃金」もそうですが、どうしても「別の世界の話」に見えてしまい、「ああ、他人事じゃなかった、私も動かねば」と思い直さなければならない自分がいるのです。

私が顧問契約など関与している会社は、中小でもなく、ほぼ零細企業、多くて30人程度の事業体を中心です。ある14名の会社は、65歳以上が6名で4割を占めており、立派に「就業確保義務」を果たしています。その他の顧問先でも、面倒なので就業規則をいっそのこと定年制を廃止にしたケースもあります。ある社長は、私の目の前で70歳の職人に「辞められたら困る！」と説得していました。警備業も高齢者が多いですね。そう、零細企業はかなり前から労働力不足だったのです。今回の法改正に対し何を今さら、というのが私の正直な気持ちです。

4月1日は新卒を多く採用する大企業の人事の節目の日です。この日に施行されたということは、大企業向けの法改正であることを意味します。顧問先の社長から、「Aさん、もう定年過ぎてたわ。どうしたらいい？」と相談を受けたのが定年から1年経過後、なんてザラなのが零細企業の実態です。

それにしても、高齢者には厳しい世の中になりました。「60歳で退職金貰って、厚生年金と失業保険で悠々自適」なんてのは昭和の話。本格的に年金を減らして高齢者を働かせる時代に突入しました。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2021年4月分】

AMSカード ※共通利用可能		ENEOSビジネスカード		全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行			
油種	ENEOS・Shell・COSMO	油種	ENEOS	油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	133.0円	レギュラー	137.0円	レギュラー	136.0~138.0円	136.3~138.3円	136.1~138.1円
ハイオク	143.0円	ハイオク	147.0円	ハイオク	146.0~148.0円	146.3~148.3円	146.1~148.1円
軽油	115.0円	軽油	115.0円	軽油	112.7~114.7円	117.7~119.7円	114.9~116.9円
【価格は税抜】		【価格は税抜】		【価格は税抜】			
全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行							
油種	ENEOSウイング	FLEX&TRUSTカード(Shell)	TRUST&FLEXカード(出光)	エネクスフリート			
レギュラー	134.5~136.5円	135.3~137.3円	136.1~138.1円	133.0~135.0円			
ハイオク	144.5~146.5円	145.3~147.3円	146.1~148.1円	143.0~145.0円			
軽油	110.4~112.4円	117.0~119.0円	112.3~114.3円	112.1~114.1円			
【価格は税抜】							